

勝浦市公共交通運転従事者育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、勝浦市の公共交通網の確保維持を図るとともに、就業機会の拡充と雇用の確保を図るため、運転従事者の運転免許取得に係る経費を負担する旅客自動車運送事業者に対し、予算の範囲内において勝浦市公共交通運転従事者育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅客自動車運送事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する事業を営むことにつき国土交通大臣の許可を受けた事業者をいう。ただし、福祉輸送事業限定許可を受けている事業者を除く。
- (2) 運転従事者 旅客自動車運送事業者の事業所に就職又は就職が内定している者で、当該事業所に引き続き勤務する者をいう。
- (3) 運転免許 道路交通法（昭和35年法律第105号）第86条第1項に規定する大型第二種免許及び普通第二種免許をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、運転従事者の運転免許取得に係る経費を負担した旅客自動車運送事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事務所又は営業所を有する事業者であること。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 勝浦市暴力団排除条例（平成23年勝浦市条例第21号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、旅客自動車運送事業者が運転従事者の運転免許取得に要する経費について負担した額とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1以内（国・県等からの補助金等を受ける場合は、補助対象経費からその補助金等の額を控除した額の2分の1以内）とし、予算の範囲内において決定する。ただし、補助金の交付額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 前項の補助限度額は、次のとおりとする。

取得した運転免許の種類	補助限度額
普通第二種免許	15万円
大型第二種免許	30万円

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、勝浦市公共交通運転従事者育成支援事業補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記第2号様式）
- (2) 運転従事者が取得した運転免許証の写し
- (3) 補助対象事業の実施を証する書類
- (4) 運転従事者が勤務していることを証する事業所名が記載されている健康保険証の写し又は在職証明書
- (5) 国・県等からの補助金等を活用している場合は、その内容及び補助金の額を証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類
（交付の決定及び額の確定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、補助金の交付の決定及びその額を確定するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の決定及びその額を確定したときは、勝浦市公共交通運転従事者育成支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。
（決定の取消し）

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。
 - (3) その他市長が補助金を取り消す必要があると認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、勝浦市公共交通運転従事者育成支援事業補助金交付決定取消通知書（別記第4号様式）により、交付決定者に通知するものとする。
（補助金の返還）

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
（失効等）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条に規定する交付申請した補助金については、第7条から第10条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。